

## 職業紹介事業の適正な運営のための問題集

作成：大阪労働局需給調整事業部

需給調整事業第2課

(最終改訂：令和6年7月)

### <職業紹介>

以下の設問について回答して下さい。

なお、各法律等の名称については以下の（）内の略称で表示しています。

- ・職業安定法（職安法）
- ・職業安定法施行規則（施行規則）
- ・職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（指針）
- ・職業紹介事業の業務運営要領（要領）

### 労働条件等の明示

Q1.

労働条件等の明示のうち、賃金に関する事項について、最低限記載しなければならない項目は、①基本給、②定額的に支払われる手当、③通勤手当、④昇給に関する事項の他、もう一つは何か。

Q2.

労働条件等の明示において、正社員の募集であれば、試みの使用期間について記載しなくても良い。○か×か。

Q3.

労働条件等の明示について、令和6年4月1日から新たに明示しなければならない事項は何か。（3つ）

### 国外にわたる職業紹介

Q4.

国外にわたる職業紹介を行う場合、求職者に対して渡航費用等の金銭を貸し付けている取

次機関を利用することができる。○か×か。

Q 5.

日本国内に居住する外国人を日本国内の求人者に紹介する場合は、外国人の紹介であることから、国外にわたる職業紹介として労働局への届出が必要である。○か×か。

#### 取扱職種の範囲

Q 6.

取扱職種の範囲等の明示において、求職者に対しても、求人者から徴収する手数料を明示する必要がある。○か×か。

Q 7.

取扱職種の範囲について、厚生労働大臣に全職種と届出をしているが、実際には特定の職種しか取り扱っていない場合、それ以外の職種のみでの就職を希望する求職者の求職申し込みを受理しないことが出来る。○か×か。(前提として、求職の申込みの内容は法令に違反していないものとする)

#### 情報提供

Q 8.

職業紹介事業者は前事業年度における就職者数等の情報について、人材サービス総合サイトを用いて情報提供するよう努めなければならない。○か×か。

#### 個人情報

Q 9.

職業紹介事業者は求職登録の際、求職者に連絡がつかない場合に備えて他の連絡方法を把握するため、家族構成とその連絡先(氏名、電話番号)を提出させてもよい。○か×か。

#### 転職勧奨

Q 10.

職業紹介事業者は、自身の職業紹介により就職した全ての者に対し、転職の勧奨を行っても構わない。○か×か。

#### 返戻金制度

Q 1 1.

職業紹介により就職した労働者が早期に離職した場合、人材の確保ができずに、紹介手数料も支払うこととなるのは、求人者にとって負担が大きい為、有料職業紹介事業者は返戻金制度を設けることが望ましい。○か×か。

#### 年齢制限

Q 1 2.

労働者を募集する際の業務の内容において、重いものを運ぶ仕事をしてもらいたい場合は、若くて力の強い労働者が欲しい為「35歳以下に限る」というように条件を絞って募集を行っても構わない。○か×か。

#### 業務提携

Q 1 3.

職業紹介事業者間で業務提携する場合に限っては、求職者の就職を成立させるためという目的に変わりがないことから、提携する職業紹介事業者に対して業務に必要な範囲内で求職者の情報を提供する場合は、求職者の承諾を得ていなくても構わない。○か×か。

#### 職業紹介責任者

Q 1 4.

職業紹介事業所において、職業紹介に係る業務に従事する者の数が101人であるとき、職業紹介責任者は2人選任することで足りる。○か×か。

#### 許可証等

Q 1 5.

有料職業紹介事業者が、事業所内の一般の閲覧に便利な場所への掲示、インターネットの利用その他の適切な方法により情報提供を行わなければならないものは、手数料表、返戻金制度に関する事項を記載した書面のみである。○か×か。

**求人・求職・手数料管理簿**

Q 1 6.

求人求職管理簿は求人又は求職の有効期間終了後から、手数料管理簿は手数料の徴収完了後から、それぞれ何年間保存する必要があるか。

**求人管理簿**

Q 1 7.

求人管理簿について最も適切なものはどれか。

- ①求人者の連絡先については、担当者の名字と電話番号の記載があれば足りる。
- ②無期雇用の就職者については、就職後6か月以内の離職状況を記載する必要がある。
- ③求人数の記載について、明確に定まっていない場合は「若干名」と記載することで足りる。

**手数料管理簿**

Q 1 8.

手数料管理簿についての記載において、徴収した金額を書いておけば、算出の根拠となった賃金や割合等の内容がわかるように記載する必要はない。○か×か。